平成28年11月28日行政改革推進会議

特別会計に関する検討の結果の取りまとめ(案)

特別会計に関する検討の結果を、別添のとおり取りまとめる。

別添

## ○交付税及び譲与税配付金特別会計(所管府省:内閣府・総務省・財務省)

本特別会計は、租税収入や一般会計からの繰入れなどを財源として地方公共団体への地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金(以下「地方交付税等」という。)の配付に関する経理を行っており、当該経理を明確にすることを目的としている。

地方交付税等については、地方の固有財源としての性格を明確化する必要があり、一般会計からの繰入額の精算や地方への交付等を明瞭かつ円滑に行う必要があるため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

本特別会計には、平成26年度末で約35兆7千億円の負債が生じている。主な負債は、地方交付税交付金を支弁する財源に充てるための財政融資資金及び民間金融機関からの借入金であり、同年度末で約33兆1千億円(全て地方負担分)に上っており、この借入金については、着実に償還を進めていく必要がある。

また、地方交付税制度については、地方自治体間の財源の均衡化と、計画的行政執行のための財源保障機能を適切に働かせつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)も踏まえ、地方公共団体が自ら歳出の効率化を推進する必要がある。この観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組(トップランナー方式)を推進する必要がある。

## 〇地震再保険特別会計 (所管府省:財務省)

本特別会計は、昭和39年の新潟地震を契機に、一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震再保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために設置されたものである。

地震再保険制度は再保険料収入で賄われており、安定的に保険金支払能力を確保し、収 支の明確な区分経理による透明性を確保する必要があるため、一般会計とは区分して経理 する必要がある。

地震再保険制度においては、1回の地震等あたりの保険金支払いに限度を設けることとしている(総支払限度額)。総支払限度額は、少なくとも関東大震災程度の地震が再来した場合においても支払保険金削減の事態が生じないよう配慮すべきとの考え方をもとに算出されており、平成28年に、被害想定地域が広がったことや保険加入者の増加等を踏まえ11.3兆円とし、そのうち、民間負担分を除く政府の責任負担額を約11.1兆円と見直したところである。

地震保険における保険料率の水準については、文部科学省の地震調査研究推進本部が作成・公表する確率論的地震動予測地図 (ハザードマップ) のデータに基づく将来の地震リスクを踏まえ、地震国日本における安心の拠り所として保険契約者の安心感を確保する観点及び地震保険の普及促進を推進する観点から適切に設定する必要がある。

当面は、平成29年1月以降予定されている複数段階での保険料率の引上げを着実に実施するとともに、迅速・確実に再保険金を支払い、契約者の安心感を確保するため、積立金の充実を図っていく必要がある。また、政府広報やホームページ等を通じた広報活動等を今後も強化することにより、引き続き、地震保険の普及促進に努めていく必要がある。

## 〇国債整理基金特別会計 (所管府省:財務省)

本特別会計は、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした会計であり、 一般会計及び特別会計からの繰入金等を財源として国債の償還及び利子等の支払いを行っ ている。

本特別会計には、100兆円を超える借換債の発行・償還額が計上されており、仮に一般会計に統合した場合は、年度毎の債務償還額の変動に伴い歳出入の額が大きく左右されることとなり、予算の実態から大きくかい離するものとなることから、一般会計とは区分して経理する必要がある。

国債の確実かつ円滑な発行等を行っていくためには、財政健全化の取組とともに、国債管理政策を一層強化していく必要がある。特に、債務管理の透明性の確保・向上の観点から、これまでも公表している債務管理リポートにおいて、それぞれの会計の債務償還費や利払費等をわかりやすく示すなど、情報の開示を一層充実させることが必要である。

また、本特別会計の積立金の必要水準については、以前はオペレーショナル・リスク等に備え10兆円程度であったが、平成25年度より、オペレーショナル・リスクについては、日本銀行の一時借入れを活用することができるようになった。その結果、積立金は、国債入札の偶発的な未達に備えるため、最近の1回あたりの国債入札の最大金額に相当する3兆円程度を維持することとしている。引き続き、年度末の水準が3兆円程度となるよう適正な運用を行う必要がある。

# 〇外国為替資金特別会計 (所管府省:財務省)

本特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的として設置している。

本特別会計は、政府短期証券で借り入れた円を原資に外貨を取得しており、こうした運

用や資産の状況を明らかにする観点及び売買取引を円滑に行うという業務上の観点から一般会計とは区分して経理する必要がある。

本特別会計においては、保有する外貨資産と円貨負債(政府短期証券)の金利差等により運用益(剰余金)が毎年度生じる。剰余金の処理としては、内部留保への組入れ、翌年度歳入への繰入れのほか、一般会計への繰入れを行っている。このうち、一般会計繰入については、最近10年間の累計額は20.2兆円(剰余金の累計額31.9兆円のうちの63.3%)となっている。

本特別会計が保有する外貨資産は為替相場や金利の変動により時価が変動することから、評価損の発生に備える必要がある。そのため、中長期的な必要水準として保有外貨資産の約30%の内部留保を積み立てることとしている。

今後とも、本特別会計の剰余金の処理については、「外国為替資金特別会計の剰余金の一般会計繰入ルール」(平成22年12月財務省公表)を踏まえ、その30%以上を留保し、保有外貨資産に対する内部留保の割合を中長期的な必要水準(30%)に向け高めていくことを基本としつつ、厳しい財政状況も踏まえた対応を検討する必要がある。

また、政府の外国向け送金の際に行っている、保有外貨資産を活用した両替については、 一般会計の両替手数料コストの削減等に資することから、引き続き、着実に実施すること が適当である。

## 〇財政投融資特別会計 (所管府省:財務省·国土交通省)

本特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政 資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設置している。

財政融資資金勘定については、国債の一種である財投債の発行などで調達した資金を、 償還確実性が確保できる事業を対象に、長期・固定・低利で政策金融機関等へ貸付を行う 財政融資を実施している。

財政融資は、政策的必要性は高いが民間では対応が困難な事業分野を対象として融資を 行う有償貸付であり、債権(貸付金)、債務(財投債)を一般会計及び他勘定とは区分し て経理する必要がある。

本勘定は、収支相償の下、独立採算で運営する仕組みとなっており、今後の金利変動に伴う損失の発生に備えて、剰余金が発生した場合、これを金利変動準備金として積み立てている。資産・負債総合管理(ALM)に関しては、金利変動リスクを低減させるため、貸付金などの回収額と財投債などの償還額の間のギャップの解消に向けて取り組んできたほか、ALMの補完的手法として金利スワップ取引及び財投債の買入消却を導入し、ALMの高度化に取り組んできたところである。

現在、剰余金は、過去の比較的高い金利の貸付金の償還に伴う運用利回りの低下及び貸付金残高の低減により、大幅に縮小傾向にある。また、金利変動準備金は、平成18年度に特例法に基づく国債整理基金特別会計への繰入れが行われて以降、臨時的・特例的な一般会計等への繰入れ、さらに、平成24年度以降は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づき復興費用の原資として活用された結果、準備金の水準は「特別会計に関する法律施行令」(平成19年政令第124号)に定めている50/1000を大きく下回る水準となっている。

そうした中、債券市場では、リーマンショック以降の累次の金融規制の強化の影響に加え、日本銀行の量的・質的金融緩和やマイナス金利政策等の推進によりボラティリティが高まっているとの指摘や、日本銀行の量的・質的金融緩和等の出口戦略を意識して金利変動リスクが一層高まるおそれがあるとの指摘もある。このため、引き続き、ALMに努めつつ、継続的に必要となる金利変動準備金を積み立てていく必要がある。

また、今後のALMに関しては、これまでの将来収支に関する分析も踏まえ、マイナス 金利となっている現在の金融情勢を前提とした将来シミュレーションを行いつつ検証して いく必要がある。

投資勘定では、保有株式の配当等を財源として、政策的必要性が高くリターンが長期的 に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスク マネーを供給する産業投資を実施している。

本勘定は、リターンを前提としない渡し切りの一般会計の補助金等とは性格・資金使途等が大きく異なる。このため、出資とリターンとの関係を一元的かつ長期にわたり継続的に管理し、全体としての成果を、一覧性を持ってわかりやすく示すために、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

産業投資としては、従前から、政策金融機関や独立行政法人などに対し、資本性資金の供給や政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化を目的とした出資を実施している。また、民間資金がリスクマネーとして十分には供給されていない中、依然として成長資金供給に対する呼び水効果の発揮が強く求められている現状に鑑み、政府の成長戦略の実現に向けて、民業補完を原則としつつ、官民ファンド等を通じた長期リスクマネー供給を強化し、これを呼び水として民間資金を誘発している。

特に、官民ファンドについては、投資の実行・管理にあたり、経験・専門性を有する民間人材である社外取締役等が中心となって運営されている委員会等において意思決定を行っており、収益性の確保などについて一定のガバナンスが働く体制となっていることに加え、政府としても「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」において策定されたガイドラインに基づき、運営全般や投資採算性について、チェック体制の構築に努めている。

さらに、産業投資は「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」など政府の成長戦略

を踏まえ、一層のリスクテイクによる新たな展開を図っていくことが求められる。

こうした中、政策目的の追求とともに、投資先のガバナンス運営状況の確認や投資実行後の適時適切な状況把握などを通じたポートフォリオマネジメントにより、毀損を回避し、全体としての投資収益を確保していくため、適切な投資管理体制の構築が課題となっている。

このため、今後は、一層適切な投資管理を可能とする体制の在り方について検討すると ともに、政府部内の連携の強化、法人等実地監査の充実・活用や専門的な人材の育成・活 用等に取り組む必要がある。

特定国有財産整備勘定については、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、新施設の整備後不用となった旧施設跡地等の処分収入でまかなう、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画を策定し、庁舎等の整備を実施するものである。

本勘定における未完了事業は、不用となる財産の処分により、施設整備に伴い生じた借入金を確実に償還・清算する必要があることから、当該事業が終了するまでの間、一般会計及び他勘定とは区分して経理している。

本勘定については、平成21年度末をもって特定国有財産整備特別会計が廃止されたことに伴い、平成21年度末時点で未完了の事業を経理するため、経過的に設置されたことを踏まえ、未完了事業の進捗状況の透明化を図りつつ、その着実な実行を図る必要がある。また、本勘定については、会計検査院の平成22年度決算検査報告において、「貸借対照表に計上されている資産のうち、剰余となっている不動産を一般会計へ無償で所属替等するとともに、今後剰余となる不動産が生じた場合も同様に一般会計へ無償で所属替等する」よう処置要求があった。これを踏まえ、平成24年度までに計632億円(平成21年度末台帳価格)、平成28年度に123億円(平成27年度末台帳価格)の不動産について、一般会計への無償所属替等が実施されたところである。

今後も、剰余となる不動産が生じた場合には、順次速やかに一般会計への無償所属替等 を行う必要があり、無償所属替等について実施の要否を毎年度検討した上で、不動産選定 の考え方も併せて財務省ホームページで公表する必要がある。

#### 〇エネルギー対策特別会計(所管府省:内閣府・文部科学省・経済産業省・環境省)

エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源 立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策を実施する特 別会計である。 エネルギー需給勘定については、石油石炭税を財源として、同税を負担する化石燃料の利用者に裨益する燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策という特定の事業を行っており、受益と負担の関係を明確にする必要がある。今後も、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保や内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの需給構造の構築は我が国にとって大きな課題であることなどを踏まえれば、引き続き、受益と負担の関係を明確にして事業を実施していく必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

歳出面では、不用の発生が高水準の剰余金の一因になっており、さらに、平成28年11月に実施された秋のレビューにおいて「経済産業省と環境省が実施する温暖化対策事業について、両省間で政策の実現に向けたアプローチを共有し、効率的で効果的な予算となるよう取り組むべきである。」との指摘がなされた。歳入面では、決算額が予算額を大きく超過している年度もあり、このことも高水準の剰余金の一因になっている。

こうした問題に対応するため、歳出面では、新規事業を行う場合にはあらかじめ十分な事業可能性調査を実施するとともに、執行状況を予算に的確に反映するなど、予算編成段階で一層の精査を行う必要がある。また、秋のレビューにおける指摘を踏まえ、経済産業省及び環境省の両省間で政策の実現に向けたアプローチを共有し、効率的で効果的な予算となるよう取り組む必要がある。歳入面では、過去の収入実績、事業者や関係機関との情報交換を密接に行うことにより、歳入予算の見積もりの適正化を図る必要がある。

本勘定に所属する株式については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定に基づき、引き続き、処分の可能性について検討を行う必要がある。

本勘定で実施する事業の透明性を高め、個々の事業の成果目標と達成状況の厳格な管理を行い、PDCAサイクルに基づき政策の見直しを行っていくことで、効果的かつ効率的な予算の使い方になるよう取り組む必要がある。

電源開発促進勘定については、電源開発促進税を財源として、同税を負担する電気利用者に裨益する電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策という特定の事業を行っており、受益と負担の関係を明確にする必要がある。今後も、電力の安定的な確保が我が国にとって大きな課題である点などを踏まえれば、引き続き、受益と負担の関係を明確にして事業を実施していく必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

歳出面では、一部の府省庁が実施する事業において執行率が低くなっているが、予算に 十分には反映されず、所管府省庁別の歳出割合がほぼ固定化している。

こうした問題に対応するため、執行率が低い事業については、予算編成段階で、過年度 の実績及び将来の財政需要の一層の精査を行い、これにより、無駄を省き、当該予算を所 管する府省庁の歳出額が固定化することの無いよう見直しを行う必要がある。 また、電源立地対策の周辺地域整備資金については、会計検査院の指摘などを踏まえた対応を行った結果、平成29年度中には全額を活用する見込みであるが、その在り方については、今後のエネルギー政策全体の議論の中で、引き続き、検討する必要がある。

本勘定で実施する事業の透明性を高め、個々の事業の成果目標と達成状況の厳格な管理 を行い、PDCAサイクルに基づき政策の見直しを行っていくことで、効果的かつ効率的 な予算の使い方になるよう今後とも取り組む必要がある。

原子力損害賠償支援勘定については、今後も、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付された国債の償還財源を調達すること等の責任を明確にする必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付した国債の償還のための借入れを 行っているが、借入額と実際の国債の償還額に差が生じており、その分の利払い費が追加 的に生じている。

こうした問題に対応するため、関係機関との情報交換を今まで以上に密接に行うなど、 差額を可能な限り縮小させるための取組を行う必要がある。併せて、資金調達の方法についても、現在、償還期間を12ヶ月として金融機関から借入れを行っているが、金利の動向 等を踏まえ、最も低いコストで資金調達が可能となるよう、引き続き、様々な調達方法について不断に検討する必要がある。

#### 〇労働保険特別会計(所管府省:厚生労働省)

労働保険特別会計は、労災保険事業の経理を明確化するために設置された労災保険特別会計と失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計が、昭和47年に統合され設置されたものである。

本特別会計では、労災保険給付など労災保険事業を行う労災勘定、失業等給付など雇用 保険事業を行う雇用勘定及びこれらの財源となる労働保険料の徴収を行う徴収勘定の3勘 定を管理している。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)に基づき、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)に定める使用者の災害補償責任を担保する労災保険事業を実施し、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っているものである。

本勘定については、保険給付及び社会復帰促進等事業が事業主から労災保険事業のための費用として徴収している保険料をもって運営されていることから、その受益と負担の関

係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計及び他勘定とは区分して 経理する必要がある。

本勘定で積み立ている積立金は、労災年金の支払原資であることから責任準備金相当額 を積み立てている。責任準備金の算定に当たっては、経済情勢等の動向を踏まえ、賃金上 昇率、予定運用利回りの設定方法などについて不断に検討を行う必要がある。

社会復帰促進等事業については、更なる予算の効率化を図るため、事業実績の評価を確 実に反映できるよう、引き続き、適正な事業運営に努める必要がある。

雇用勘定は、「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)に基づき、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付の支給を行うとともに、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るために雇用保険二事業を行っているものである。

本勘定については、失業等給付及び雇用保険二事業が被保険者及び事業主から雇用保険 事業のための費用として徴収している雇用保険料をもって運営されており、保険制度にお ける受益と負担の関係の明確化のほか、適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会 計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

失業等給付の積立金は、不況期に失業等給付の財源として活用するために積立てを行っているが、近年は雇用・経済情勢の改善を受け、平成27年度決算における積立金残高は過去最高となっている。この積立金残高を踏まえ、平成28年度から雇用保険料率を1.0%から0.8%に引き下げているが、引き続き雇用・経済情勢が安定的に推移していることから更なる制度見直しを行い、雇用保険料率と国庫負担の時限的な引下げを行う。また、積立金は、好況期に資金を積み立て、不況期に失業等給付の財源として活用するためのものであり、その水準は雇用情勢、経済状況及び財政状況を踏まえたものとする必要がある。

雇用保険二事業は、費用負担者である事業主団体が参画して評価を行っているが、更なる予算の効率化を図るため、予算執行率の低い事業は適切な見直しを行うことにより効果的な業務運営を行う必要がある。

雇用安定資金は、好況期に資金を積み立て、不況期に雇用保険二事業の財源として活用するためのものであり、その水準は雇用情勢、経済状況及び財政状況を踏まえたものとする必要がある。

徴収勘定は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和44年法律第84号)に基づき、労災保険事業及び雇用保険事業に係る労働保険料を一元的に徴収し、徴収した労働保険料等を労災勘定及び雇用勘定へ繰入れを行うとともに、全ての適用事業に労働保険への加入手続を行わせるための適用促進業務及び適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収するための適正徴収業務を行っている。

本勘定は、労災保険料と雇用保険料を一括して効率的に収納し、労働保険の適用徴収業

務に関する収支全体を明確に表すため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

労働保険適用事業は、法人登記簿情報との照合等により未手続事業を捕捉し手続指導を 行ってきた結果、近年着実に増加しているが、未手続事業については、中小規模事業を中 心に新たに発生しており、平成27年度末時点で、約12万9,000件となっている。

このため、未手続事業一掃対策に係る業務について、効率性の観点から見直しを行い、 周知・広報事業及び加入促進業務の費用対効果を検証し、加入促進業務の強化・向上を図 るとともに、政府部内及び業界等との連携強化を通じて、平成32年度までに未手続事業の 2割解消(平成27年度比)を目標として取り組む必要がある。

また、労働保険料の収納率は年々上昇しており、滞納保険料に係る収納未済歳入額は減 少傾向にあるものの、平成27年度末時点において、依然として、約400億円の収納未済歳入 額が存在していることから、納付資力がありながら納付を怠る事業主に対する差押えの強 化も図りつつ、収納未済歳入額の縮減に取り組む必要がある。

## 〇年金特別会計 (所管府省:内閣府 - 厚生労働省)

本特別会計は、平成19年度に厚生保険特別会計と国民年金特別会計が統合され設置されたものである。

本特別会計では、国民年金・厚生年金に関して、事業主及び被保険者の支払う保険料、 積立金及び積立金から生じる運用収入並びに国庫負担金を財源とした年金受給者への給付、 健康保険・船員保険に関しては、事業主等から徴収する健康保険料及び船員保険料等を財 源とした全国健康保険協会への保険料等交付金の交付、事業主からの拠出金及び国庫負担 金等を財源とした児童手当の給付等を行っており、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年 金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定を管理している。

基礎年金勘定は、基礎年金事業の収支を経理するものであり、基礎年金給付費等(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金)に充てるため、国民年金勘定及び厚生年金勘定からの拠出金並びに共済組合及び私学事業団からの拠出金を主な財源として、基礎年金給付等を行っている。

国民年金勘定は、国民年金事業、福祉年金事業及び特別障害給付金事業の収支を経理するものである。国民年金事業においては、自営業者等の被保険者から徴収した保険料、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金勘定への拠出及び付加年金、死亡一時金の支給等を行っている。福祉年金事業及び特別障害給付金事業においては、国庫負担金を財源として、老齢福祉年金及び特別障害給付金の給付等を行っている。

厚生年金勘定は、厚生年金保険事業の収支を経理するものであり、被保険者及び事業主が折半で負担する保険料、積立金の運用収入及び国庫負担金を主な財源として、基礎年金

勘定への拠出、また、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金、特別支給の老齢厚生年金、厚生年金の被保険者期間中の病気やけがによる障害年金及び被保険者等が死亡した際にその遺族に支払う遺族年金の給付等を行っている。また、平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとなり、被用者年金は厚生年金に統一された。

業務勘定は、基礎年金事業、国民年金事業、厚生年金保険事業、福祉年金事業、特別障害給付金事業及び健康保険並びに船員保険に関して適用や徴収に係る事務、子ども・子育て拠出金の徴収業務等に係る収支を経理している。なお、これらの勘定に関連して日本年金機構が実施している業務(保険料徴収、年金給付、年金記録管理、年金相談等)に係る経費について交付金を交付している。

基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定及び業務勘定については、保険料及び国庫 負担等を財源として運営し給付するものであり、給付と負担の関係及び収支の明確化を図 る必要があることから、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

これらの勘定については、以下の課題に対して実効性ある取組を行う必要がある。

国民年金保険料の現年度納付率は約6割であり、時効(2年)までの最終納付率は約7割となっている。保険料が未納となっている約3割の中には、免除基準に該当する低所得者であるにもかかわらず、免除申請等を行っていないため、保険料が未納となっている者が多いと考えられる。

国民年金の収納対策は、年金制度に対する国民の信頼を確保し、国民皆年金を堅持する 上で重要な課題であり、国民が納付義務を果たすよう、納付環境の整備に取り組むととも に、所得が低く負担能力のない者であっても、免除手続等を通じて受給権を確保すること が重要である。

免除の対象となる者が適切に免除申請できるよう、免除対象者に対して申請の勧奨状の本人への送付や、ハローワークと連携し失業者への免除制度の周知等を実施する必要がある。また、一定の所得がありながら、度重なる納付督励にも応じず保険料を納めない者に対しては、督促や差押という強制徴収を徹底して実施する必要があり、平成30年度を目途に、低所得者等を除く全ての滞納者への督促を目指して、段階的に督促範囲の拡大に取り組んでいく必要がある。さらに、所得1千万円以上未納月数13ヶ月以上の者のうち、悪質な滞納者については、厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度を積極的に活用するとともに、公的年金制度の周知広報、教育機関との連携を通じた年金セミナーなどの年金教育にも取り組んでいく必要がある。

業務勘定における未収金の多くを占める厚生年金保険料等に係る延滞金債権は、滞納保険料の収納により発生するため、近年、滞納保険料の解消が著しく進んだことに加え、過去の延滞金金利が年14.6%と高額であったため、これまで増加傾向にあった。延滞金債権解消に向けた取組として、既に延滞金金利の大幅な引き下げが行われているが、既発生分の

延滞金を着実に徴収するとともに、初めて保険料納付が滞った事業所に対する納付相談、 事業所指導、催告を徹底して実施することにより、延滞金の新規発生を抑止する必要があ る。

日本年金機構が保有する宿舎のうち、長期間使用されていない宿舎が存在しているところ、会計検査院から、日本年金機構は保有財産を見直し、保有する合理的理由がない土地・建物について国庫納付すること、厚生労働省が国庫納付させる制度を整備することについて指摘を受けている。

日本年金機構の保有財産の見直しは、年金業務の適正な運営を確保することにつながる 重要な課題であり、会計検査院から不要財産と指摘された8宿舎について、全て国庫納付 するという方針を固め、平成28年3月に国庫納付の手続に必要な改正法案を国会に提出し た。分筆等国庫納付に必要な事務作業を実施し、法案の成立により、直ちに国庫納付がで きる状況とすることが必要である。また、不要財産の国庫納付により、当該財産に係る維 持管理経費を適正化することや、その他の宿舎についても、宿舎ごとに経済的な評価を行 い、不断に見直すことが必要である。

また、昨年発生した不正アクセスによる個人情報流出事案を踏まえた業務改善計画や、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)における個人番号による情報連携や制度改正に対応するため、情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、システム開発等に係る予算管理・コスト管理を確実に実行する必要がある。

厚生年金基金の解散に伴う国庫納付金(解散厚生年金基金等徴収金)の収入見積もりについては、平成27年度の実績は予算時の見込みを約3兆円程度上回っているが、これは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)の施行により平成26年度から厚生年金基金の解散が増加し、主に解散前の厚生年金基金からの責任準備金の前納が当初の見込みを上回ったことが要因である。

市場環境や解散手続の進捗等の影響もあり、解散する厚生年金基金の責任準備金の国庫納付の時期を予測することは困難な面もあるが、これまでの納付実績も踏まえつつ、解散を予定している厚生年金基金から責任準備金の納付に関する計画についてよりきめ細かな聞き取り調査を行う等によって、国庫納付額の見積もりの精度を向上させる必要がある。

年金積立金管理運用独立行政法人については、高度化・複雑化する市場・運用環境に対応し、ガバナンス体制の強化等について取り組むことで、引き続き、安全かつ効率的に運用していく必要がある。

健康勘定は、医療保険制度のうち「健康保険法」(大正11年法律第70号)及び「船員保 険法」(昭和14年法律第73号)に基づき全国健康保険協会(以下「協会」という。)が実 施するものに関し、政府が行う業務の収支を経理するものであり、事業主等から徴収する 保険料を主な財源として協会への保険料等交付金の交付等を行っている。

本勘定は、事業主等から徴収した保険料を協会へ交付すること等を主な目的としており、 給付と負担の関係及び財源の明確化を図る必要があることから、一般会計及び他勘定とは 区分して経理する必要がある。

保険料収入を主な財源として協会へ保険料等交付金の交付等を行い、協会はこれを財源として健康保険事業の運営を行っており、協会の近年の財政収支は黒字基調であるものの、依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回っており、被用者保険の最後の受け皿としての健全な財政運営を図っていくことが課題となっている。

このため、協会では、他の保険者や医療関係者等と連携を取り、医療等の質や効率性の向上、加入者の健康度の向上、医療費等の適正化について取り組む必要がある。また、これらの都道府県ごとの実績を評価し、その評価を都道府県単位保険料率に反映させるインセンティブ制度の導入についても取り組む必要がある。

これらの取組等のほか、平成27年5月に「健康保険法」が改正され、協会の財政の均衡を保つために一般保険料率を引き上げる必要があると見込まれる場合には、協会に対する国庫補助の見直しができるように対応が行われた。また、地域の実情に応じた特定健診や予防・健康づくり等の取組の強化、保険給付の適正化や不正請求防止のための検査体制の強化といった保険運営に関することのほか、個人情報の保護や情報セキュリティ対策といった組織運営に関することなどについても実効性のある取組が必要であり、今後とも、協会の支部間格差の解消等に向けた取組の強化を図る必要がある。

子ども・子育て支援勘定は、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)等の施行に関する 収支を経理するものであり、事業主からの拠出金及び国庫負担金を主な財源として、児童 手当等の給付を行っている。このほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を 目的とする地域子ども・子育て支援事業等を実施しており、具体的には、放課後児童健全 育成事業に係る地方自治体への補助等を行い、平成27年度から施行された子ども・子育て 支援新制度における各種施策の推進等に取り組んでいる。

本勘定は、事業主拠出金財源及び国庫負担金等をもって運営しているため、給付と負担の関係及び財源の明確化を図る必要があることから、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定)において、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成28年度予算編成過程において検討するとされた。これに関連して平成28年3月に「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)を改正し、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を0.15%から0.25%に引き上げ、必要な財源を確保して、事業所内保育業務を目的とする施設等の運営費・整備費に対して助成を行う企業主導型保育事業を創設したところである。なお、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2

日閣議決定)において、5万人分の保育の受け皿の拡大を進めることとしている。

企業主導型保育事業については、待機児童の多い地域により重点を置いた周知広報の更なる推進、複数企業による共同設置・共同利用を促進するための企業間ニーズのマッチング事業の実施、指導監査の体制整備等による保育の質の確保等に取り組んでいく必要がある。また、事業主拠出金率について、平成29年度において0.23%まで引き上げることにより必要な財源を確保し、平成29年度末までに5万人分の保育の受け皿の拡大に向けた戦略的な事業の推進に取り組んでいく必要がある。

#### 〇食料安定供給特別会計(所管府省:農林水産省)

本特別会計は、平成19年度から導入した水田・畑作経営所得安定対策(平成25年度から経営所得安定対策)を軸とする食料安定供給施策を一体的に推進するため、米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を平成19年度に統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のための事業に係る経理を行うために設置された。

平成26年度に食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業 共済保険特別会計が統合された。

改正後の本特別会計は、食料の安定供給を図るために相互に関連付けられる、農業経営 安定事業(経営所得安定対策の交付金の交付等)、食糧の需給及び価格の安定のために行 う事業(備蓄米・外国産米麦の売買等)、農業共済再保険事業等(自然災害等による農作 物の減収等を保険の仕組みにより補塡)、漁船再保険事業(漁船の座礁や拿捕等による損 失を保険の仕組みにより補塡)、漁業共済保険事業(異常な事象による漁獲減少等の損失 を保険の仕組みにより補塡)及び国営土地改良事業(国営土地改良事業の工事等)に関す る経理を明確にするため、一般会計と区分して経理することを目的として設置している。

農業経営安定勘定については、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)に基づく、畑作物の直接支払交付金の交付及び収入減少影響緩和対策交付金の交付に関する事業に係る経理を行う勘定である。

本勘定は、関連法律に基づき、国が徴収する麦の売買差益や独立行政法人農畜産業振興機構が輸入糖等及び輸入でん粉等から徴収する調整金を主な財源として、国内生産者の経営安定のための交付金の交付を実施している。

本勘定は、これらの特定収入と一般会計からの繰入を一体化して経理するものであり、 特定の歳入を特定の歳出に充てていることから、収支・損益を明確化するとともに、受益 と負担の関係を国民にわかりやすい形で明らかにするため、一般会計及び他勘定とは区分 して経理する必要がある。

農業経営安定事業は、交付金の対象となる作物の価格変動や豊凶等に伴う収量の増減に よって執行額が大きく変動する制度ではあるが、毎年度の決算において多額の剰余金が発 生しており、所要額をより精緻に積算し、歳出予算の計上方法を改善することが課題であ る。

このため、収入減少影響緩和対策交付金の予算額の積算に当たって、交付対象とならない自家消費米等の発生分を控除するとともに、畑作物の直接支払交付金について、これまで翌年の作付け見込みと過去最高単収で予算額を積算してきたが、過去の支払実績を精査し、各対象農産物の予算単収の設定について見直しを行うことにより、積算方法の改善を図る必要がある。

食糧管理勘定については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年 法律第113号。以下「食糧法」という。)に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国 内産米穀の買入れ・売渡し、輸入を目的とする米穀の買入れ・売渡し並びに食糧法に規定 する麦の需給見通し及び「飼料需給安定法」(昭和27年法律第356号)に規定する飼料需給 計画に基づく大麦・小麦の輸入を目的とする買入れ・売渡し等を行っている。

本勘定は、国が食糧法に基づく米麦の売買、備蓄等を反復かつ継続的に実施し、国民への主要食糧の安定供給を図ることを目的としており、国による米麦の売払代収入(米麦の消費者が負担)という特定の歳入をもって、米麦の買入費・管理費という特定の歳出に充当するという、収入と支出の結びつきの関係を維持する必要があるとともに、本事業の経理内容の透明性、総覧性を確保する必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定においては、輸入米麦買入費の予算額について、国際相場の変動リスクを的確に 反映させるため、直近1か年のFOB価格(外国の積地における引渡価格)の平均につい て、過去に国際相場が上昇した際の実績を加味する形で積算している。

執行年度において、国際相場が軟調となり、又は、為替が円高となった場合には、その分だけ輸入米麦買入費が当初見込みより減少する。一方、相場が逆の方向に動けば輸入米麦の買入費は増大する。

これまでの輸入米麦買入費の予算額については、年間の国際相場の変動リスクを時期ごとに予測することが困難であったことから、過去に国際相場が上昇した際の実績を、一年を通じて一律に適用することにより変動リスクを反映していたが、変動リスクの反映方法をこれまでより多角的に行うことを通じて、輸入米麦買入費の予算額の積算を見直すことにより、一般会計からの繰入額を抑制することが課題である。

今後は、平成26年までの国際相場の乱高下を経て、国際相場の変動に関するデータが蓄積されてきたことなどから、一般会計からの繰入額を極力抑制するため、今後の輸入米麦買入費の予算額の積算に当たっては、予算編成の段階において、麦の指標価格のトレンド

や、外国の政府機関や複数の輸入商社等からの最新の情報も踏まえ、時期ごとのFOB価格の変動リスクを精査した上で、それに対応した額を計上する方法に変更する必要がある。

農業共済再保険勘定については、農業者が不慮の事故(風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害など)によって受けるおそれのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するため、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業を推進する中で、国が再保険事業等を実施し、大災害に備え、全国的な危険分散を図るとともに、農業者の共済掛金負担の軽減及び家畜共済の保険収支の改善と密接に関わる家畜の損害防止事業を推進するものである。

本勘定は、農業共済再保険事業が国の行う再保険事業であり、農業者の共済掛金を原資とする再保険料を財源として、再保険金等の支払いを行うことや、自然災害の多い年もあれば少ない年もあることから、単年度では剰余や不足が生じることとなるため、剰余が発生した場合は、将来の再保険金等の支払に備えて、積立金として積み立て、不足が生じた場合に積立金から充当する必要があること等から、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

農業災害補償制度においては、共済金の支払額が、負担した共済掛金の一定額を下回る場合は、農業者に共済掛金の一部を払戻しすることができることとされている(無事戻し)が、共済掛金の一部を負担した国には払戻しがされていない。

また、家畜共済では、共済事故1件ごとに共済金の5割を国の再保険金で負担しているため、農業共済団体の支払財源が不足しないレベルにおいても再保険金が支払われるとともに、再保険金の支払事務が発生している状況である。

農業災害補償制度については、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第77号)の附則に基づき、収入保険の検討と併せて、その在り方を検討することとされていること等から、現在、事業の実施方法や運営組織の在り方について、事業運営の効率化、事務コストの縮減等の観点から検討が進められているところであるが、こうした中で、無事戻しや家畜共済の再保険金の支払方式の見直しについても検討していく必要がある。積立金の必要水準については、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の再保険金支払いが生じた年度の被害率などを勘案して適切に設定する必要がある。

漁船再保険勘定については、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)及び「漁船 乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づき、漁船保険制度(普通損害保険、 漁船船主責任保険、漁船積荷保険、特殊保険及び漁船乗組員給与保険)における国の再保 険事業を経理するものである。

本勘定は、国の再保険事業に係る収支や漁業者が支払う保険料と支払われる保険金の関

係を明確にするとともに、自然災害や事故の発生状況により単年度では剰余や不足が生じ得るため、剰余が生じた場合に積立金として積み立て、不足が生じた場合は積立金から充当することにより、円滑な再保険金支払機能を確保するため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による多額の再保険金を支払うため、 積立金を取り崩した上で、不足する再保険金支払財源を「東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号)により一般会計から繰り 入れ、多額の一般会計繰戻未済金を抱えている。

このため、平成26年度から国が受け取る再保険料の引き上げ、漁船保険中央会に交付した漁船保険振興事業資金の返還等により、平成27年度において決算剰余金を計上し、一般会計へ繰り戻しているところであるが、繰戻未済金は解消されていない。

また、「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第39号)において、漁船保険団体の組織統合一元化、保険種類の統合・廃止等の制度改正が行われたところである。

一般会計繰戻未済金の償還については、制度の円滑な運営と中小漁業者の漁業再生産に 支障を来さないよう留意しつつ、東日本大震災に係る再保険金の支払いの終了と、上記制 度改正を踏まえ、償還計画を作成する必要がある。

上記制度改正により、事業基盤が強固になることから、国の再保険の発動や再保険金の 支払額が抑制されるよう、新しい漁船保険組合と国の再保険責任分担について見直す必要 がある。

積立金の必要水準については、償還計画を踏まえた上で、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の再保険金支払いが生じた年度の危険率などを勘案して適切に設定する必要がある。

漁業共済保険勘定については、「漁業災害補償法」(昭和 39 年法律第 158 号)に基づき、 漁業共済制度(漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済及び漁業施設共済)における国の保険 事業を経理するものである。

本勘定は、国の保険事業に係る収支や漁業者の支払う掛金と支払われる共済金の関係を明確にするとともに、自然災害や事故の発生状況により単年度では剰余や不足が生じ得るため、剰余が生じた場合に積立金として積み立て、不足が生じた場合は積立金から充当することにより、円滑な保険金支払機能を確保するため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定は、過去の 200 海里体制への移行に伴う漁場の縮小、漁業資源の減少、魚価安、 異常赤潮の多発等により赤字基調にあり累積欠損金を抱えていたため、収支の健全化対策 を講じ、平成 17 年度から平成 20 年度までは単年度収支で黒字を計上していたが、平成 23 年3月に発生した東日本大震災による多額の保険金の支払いのため、不足する保険金支払 財源を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により一 般会計から繰り入れ、多額の一般会計繰戻未済金を抱えている。

近年は、健全化対策及び加入率の向上により収支が改善傾向にあり、平成26年度には資金不足を解消の上、決算剰余金を一般会計に繰り戻し、平成27年度においても決算剰余金を一般会計へ繰り戻したところであるが、繰戻未済金は解消されていない。

また、「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法 の一部を改正する等の法律」において、加入方式の見直し等の制度改正を行ったところで ある。

一般会計繰戻未済金の償還については、制度の円滑な運営と中小漁業者の漁業再生産に 支障を来さないよう留意しつつ、東日本大震災に係る保険金の支払いの終了と、上記制度 改正の平成29年度からの実施を踏まえ、償還計画を作成する必要がある。

また、加入率の向上等による共済事業の安定化に取り組むとともに、国の保険料の料率の見直しを行い、漁業共済保険勘定の収支改善に取り組んでいく必要がある。

積立金の必要水準については、償還計画を踏まえた上で、財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金の十分な支払能力を確保するために、過去最大の保険金支払いが生じた年度の事故率などを勘案して適切に設定する必要がある。

業務勘定については、平成19年度の本特別会計の設置(食糧管理特別会計と農業経営基盤出土工業を設定を新設)の際、より効率的に経理処理を進めつつ経費節減を図る観点から、各事業勘定に共通する事務人件費の経理を一括して行うものとして設置され、その後、平成26年度に本特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計が統合された際、各特別会計に設置されていた業務勘定を一本化し、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定から事業に係る事務人件費等に要する財源を受け入れ、これを歳出に充当している。

本勘定は、国の職員の給与や事務費などの行政コストと、国民のために実施される事業 そのものに係る経費とを明確に区分して国民にわかりやすく表示するとともに、各事業勘 定に共通する経理事務を一括して取りまとめて処理することで事務・事業の合理化及び効 率化を図るため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定については、今後も、業務勘定の統合メリットをより高く発現させ、本特別会計全体の健全化に資することが重要であり、旅費支給事務の迅速化、一括調達によるコスト削減、競争性を高めることにより物品・役務の調達コストを削減する等、更なる効率化・合理化を図っていく必要がある。

国営土地改良事業勘定については、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)に基づく国営土地改良事業(かんがい排水事業及び総合農地防災事業)のうち、平成10年度以前に着工した地区であって、平成19年度末までに工事が完了しなかったものについて、工事が完了するまでの間に限り、財政融資資金の借入れにより、事業費の一部(道県負担相当額)を措置するための経過措置として経理を行う勘定である。また、当該事業に係る道県負担金の徴収及び国債整理基金特別会計への償還なども行っている。

本勘定は、道県負担相当額を財政融資資金からの借入金により財源措置することを可能とすることによって、道県の円滑な財政運営を確保するため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定では、一般会計からの繰入金及び財政融資資金からの借入金を主な財源として、対象地区の工事が完了するまでの間に限って国営土地改良事業を実施しているところであり、今後、工事の早期完了が図られるよう、その完了予定の見通しをできる限り明らかにしつつ、「土地改良法」に基づく事業計画の変更を行う必要がある地区など不確定な要因がある地区を除き、おおむね平成33年度までを目標に工事を完了させるよう取り組む必要がある。

# 〇国有林野事業債務管理特別会計 (所管府省:農林水産省)

本特別会計は、平成24年度末に廃止となり、一般会計へ移管された旧国有林野事業特別会計から承継した約1.3兆円の借入金債務の処理に関する経理を行うことを目的として、平成25年度から平成60年度を期限として暫定的に設置されている。

本特別会計では、借入金の元本償還の財源と支払利子等の財源を一般会計から繰入れ、 償還額に満たない金額については民間金融機関から借入れを行っている。これらの歳入を 財源として国債整理基金特別会計へ繰入れ、借入金の償還と利子の支払い等を行っている。 本特別会計は、旧国有林野事業特別会計の債務について、林産物収入等によって返済す ることを明確にするため、一般会計とは区分して経理する必要がある。

債務については、「特別会計に関する法律」(昭和19年法律第23号)上、国有林野事業の実施を通じて得られる林産物収入等の収入額から、収入を上げるために要した費用を差し引いた額を返済原資とすることとされている。

また、債務処理の計画については、平成24年3月実施の林政審議会において、平成60年度を返済終了年度とする返済試算を示しており、これまでの返済状況を見ると、当該返済試算に沿って返済が進んでいる状況である。

今後は、平成60年度までの債務の確実な償還に向けて、今後の返済額の増額を見据え、 返済原資を着実に確保する観点から、林産物の安定的・計画的な販売や、伐採と造林の一 貫作業の推進、路網の整備等による施業コストの縮減等の一層の推進が必要である。

## 〇貿易再保険特別会計 (所管府省:経済産業省)

本特別会計は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済されない危険を保険する貿易再保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために設置されたものであるが、「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第59号。以下「改正法」という。)の規定に基づき、平成28年度をもって廃止される。

本特別会計の廃止に伴い、同特別会計が保有する資産及び負債は、株式会社日本貿易保 険が承継することとなるが、改正法の規定に基づき、承継する資産及び負債の適正な評価 を行う必要がある。

#### ○特許特別会計(所管府省:経済産業省)

本特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)に関する事務を 実施する特別会計である。

特許料等の手数料収入は、審査・審判等の経費に充てられており、審査請求に係る納付と実際の審査との間にはタイムラグが生じる等の状況の中で、受益と負担の関係を明確にする必要があることから、一般会計とは区分して経理する必要がある。

本特別会計の剰余金は、情報システム投資や庁舎改修といった複数年度にわたる大規模な経費の財源や審査の前受金等であるが、これら情報システム投資や庁舎改修の進捗に加え、平成28年4月に手数料の引き下げを行っていることもあいまって、今後、漸減していくと見込まれている。引き続き、情報システム投資などについて外部有識者等の評価を受けつつ、効率的な運用に取り組む必要がある。

今後とも、手数料引下げの中期的な影響を見極めた上で、我が国の成長力強化に資する 観点も踏まえつつ、業務の効率化の進捗状況等に応じた手数料の在り方について検討を行 う必要がある。また、引き続き、本特別会計が所有する特許庁庁舎の有効活用に向けた検 討を行う必要がある。

# 〇自動車安全特別会計 (所管府省:国土交通省)

本特別会計は、自賠責保険契約者からの賦課金、自動車ユーザーからの検査・登録手数料、政府再保険制度(平成13年度廃止)において自動車ユーザーから徴収した再保険料の 累積運用益等を財源として、ひき逃げ・無保険車の被害者救済対策や再保険金の支払い、 自動車の検査・登録業務や基準適合性の審査、事故による重度後遺障害者等の被害者救済 対策や事故発生防止対策等を実施している。また、航空運送事業者等からの空港使用料収 入や一般会計からの繰入金等を財源として、空港等の維持運営や空港整備事業等を実施し ている。

保障勘定は、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金等を財源として、ひき逃げ・無保険車による事故の被害者への保障金の支払いを行っている。また、経過措置として、政府再保険制度(平成13年度廃止)における再保険料を財源とする積立金により再保険金の支払いを行っている。

本勘定は、これらの収入と支出の関係を明確にするため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

自動車損害賠償保障事業に係る剰余金は、翌年度歳入に繰り入れられ、ひき逃げ・無保 険車による事故の被害者への保障金の支払いに充てられている。本剰余金については、平 成9年度から平成27年度までに約300億円の圧縮を行ったところであり、ひき逃げ・無保険 車による事故の発生状況を勘案して、必要な剰余金の水準について検討を行い、計画的に 剰余金の圧縮を行っていく必要がある。これと併せて、引き続き、事務・事業の効率化に 取り組み、賦課金の水準について、不断の見直しを行っていく必要がある。

自動車検査登録勘定は、自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、検査・登録業務や基準適合性の審査のほか、自動車の安全確保・環境保全対策等に必要な経費の 支出を行うものである。

本勘定は、自動車ユーザーの支払う検査・登録手数料を、自動車の検査の合否の判定、 自動車の登録等の経費に充てており、受益と負担の関係を明確にするため、一般会計及び 他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定の剰余金については、自動車の検査・登録に必要なシステムの整備、検査時の不正を防止する機器の更新、運輸支局等庁舎の整備等に充てることとしており、今後、漸減していくと見込まれる。

今後、「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース」の最終取りまとめに盛り込まれた提言を実施する等の財源を確保するため、歳出削減を一層進めていく必要がある。具体的には、検査・登録システムの統合、本年4月の独立行政法人自動車技術総合機構の統合によるシナジー効果の活用、調達における競争性の確保、運輸支局庁舎の整備等における節約等により、厳しく経費削減を図る必要がある。

こうした歳出削減努力の成果、自動車の安全確保や環境保全基準の強化に必要な経費、 剰余金の水準等を踏まえ、自動車検査・登録手数料について不断に見直しを行っていく必 要がある。 自動車事故対策勘定は、政府再保険制度(平成13年度廃止)において自動車ユーザーから徴収した再保険料の累積運用益を財源に、自動車事故による重度後遺障害者等の被害者支援及び自動車事故発生防止対策を行う経過勘定である。

本勘定は、自賠責保険の再保険料の累積運用益を取り崩して、自動車事故の被害者救済 及び自動車事故防止対策を行っており、収入と支出の関係を明確にするため、一般会計及 び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定については、自動車事故の被害者救済対策及び自動車事故防止対策を安定的に行うとともに、軽井沢スキーバス事故等の重大事案に応じた緊急措置的な施策や自動走行への対応等、時勢に合わせた事業を必要に応じて行っていく必要がある。また、独立行政法人自動車事故対策機構の安全指導業務への一層の民間参入の促進や、調達の合理化に取り組んでいく必要がある。

空港整備勘定は、航空運送事業者等からの空港使用料収入、一般会計からの繰入金等を 財源として、空港等の維持運営や空港整備事業等に必要な経費の支出を行うものである。

このため、受益と負担の関係を明確にする必要があり、また、羽田空港整備のための財政投融資等からの借入れの償還を行う必要があるため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。本勘定は、羽田空港整備に充てられた借入金の償還完了までの間の経過勘定である。

本勘定ではこれまで、航空需要が急速に拡大する中、一般会計からの繰入れを抑制しつつも、東日本大震災以降は新たな行政課題である空港施設等の耐震化・老朽化対策を実施し、増大する空港や管制などの航空需要に対応してきたところであるが、今後、更なるインバウンドの拡大への対応が見込まれる。

このため、福岡空港・那覇空港における滑走路増設事業のほか、既存ストックの有効活用として、羽田空港における飛行経路の見直し、CIQ施設を含めたターミナル地域の機能強化等の取組が進められているが、自立的・効率的な事業運営により山積する課題に効果的に対応するため、歳入歳出両面から抜本的な改革に取り組む必要がある。

歳出改革としては、まず、現在各空港の運営の透明性を確保するため公表している空港別収支について一層の迅速な公表を行うとともに、空港ターミナルビルの運営状況についてもセグメント別情報など公表内容の充実を速やかに実施する必要がある。また、空港容量の拡大については、羽田の飛行経路見直し等運用の工夫等や地方空港の活性化により事業費を抑制する必要がある。管制処理容量の拡大については、空域の上下分離による空域再編や、遠隔からの航空情報提供による深夜・早朝時間帯の運航などにより急増する航空需要の拡大に効率的に対応する必要がある。さらに、空港運営の民間委託は、投資判断を民間の運営事業者が柔軟かつ効率的に行うことが可能な仕組みであるため、空港運営の民間委託の検討に資するよう、空港の運営状況について情報の更なる公表を進める必要がある。仙台空港などの先行事例における民間の運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよ

う、運営権者からの要望を踏まえて国内線の保安区域内への非航空旅客の入場や商業施設の集約化を可能にするなど規制の緩和や合理化を進め、これを地方空港における好事例とすることで、空港の運営委託の検討を加速化させる必要がある。大規模空港にとどまらず、小規模空港や収支状況が苦しい空港においても、民間委託のモデルを構築し、導入の促進を図る必要がある。

こうした徹底した歳出改革を進めるとともに、歳入面では、一般会計からの繰入れについて抑制を図る必要がある。また、オープンスカイ政策の推進、羽田空港・成田空港の増枠などの空港容量の拡大、地方空港のインバウンドの拡大やPFIのコンセッション方式の推進等により、空港使用料や航空機燃料税の増収に努める必要がある。

○東日本大震災復興特別会計(所管府省:国会・裁判所・会計検査院・内閣・内閣府・復 興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産 業省・国土交通省・環境省・防衛省)

本特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに 復興債の償還を適切に管理するために平成24年度から新たに設置されたものである。本特 別会計では、復興債発行収入、復興特別税及び一般会計からの受入れを主な財源として、 各府省の復興事業に必要な経費を計上して復興事業を行うとともに、復興債の償還に必要 な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れている。

本特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに 復興債の償還を適切に管理し、復興事業に関する経理を明確にするため、一般会計とは区 分して経理する必要がある。

なお、復興事業を統括している復興庁については、「復興庁設置法」(平成23年法律第125号)に基づき、「別の法律で定めるところにより、平成33年3月31日までに廃止するものとする。」こととされており、復興庁が廃止されたときは、本特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしている(「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第15号)附則第2条第1項)。

本特別会計において執行している復興事業においては、用地取得や地元との調整に時間を要するといった復興事業特有の事情により、多額の繰越が発生している。このため、執行状況の分析・把握、関係機関と連携した事業の加速化措置等を推進し、復興の更なる加速化に取り組む必要がある。

以上